

## 平成30（2018）年「建築設備士」第二次試験受験準備講習会のご案内

平成30年「建築設備士」第二次試験（設計製図）が、第一次試験の合格者に対して8月26日（日）に実施されます。

つきましては、第二次試験のための受験準備講習会を下記のとおり開催いたしますのでご参加ください。

なお、本年の課題建物は、「小都市に建つ市庁舎」と決まりましたので、課題建物に対する設備の特徴および出題傾向について解説いたします。

主催 （一社）日本設備設計事務所協会連合会 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-10-2 みさきBLD 電話(03) 5276-1381  
（一社）電気設備学会 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6 堀留ゼナラルビル 電話(03) 6206-2720

協賛 （公社）空気調和・衛生工学会 （一社）日本電設工業協会 （一社）日本空調衛生工事業協会  
（一財）日本建築設備・昇降機センター （公社）日本冷凍空調学会 （一社）日本冷凍空調設備工業連合会

### ●実施要領

日程および会場・定員・申込締切日

開催地	開催日	会場	所在地	電話番号	定員	申込締切
札幌	7月21日（土）	札幌国際ビル	札幌市中央区北4条西4-1	011-241-9020	40名	7月20日（金）17時
東京①	7月7日（土）	連合会館	千代田区神田駿河台3-2-11	03-3253-1771	150名	7月6日（金）17時
東京②	7月8日（日）	連合会館	千代田区神田駿河台3-2-11	03-3253-1771	150名	7月6日（金）17時
東京③	7月14日（土）	連合会館	千代田区神田駿河台3-2-11	03-3253-1771	150名	7月13日（金）17時
東京④	7月22日（日）	エッサム神田ホール2号館	千代田区内神田3-24-5	03-3254-8787	120名	7月20日（金）17時
東京⑤	8月5日（日）	エッサム神田ホール2号館	千代田区内神田3-24-5	03-3254-8787	120名	8月3日（金）17時
大阪	7月28日（土）	大阪科学技術センター	大阪市西区靱本町1-8-4	06-6443-5324	150名	7月27日（金）17時
福岡	7月29日（日）	JR博多シティ	福岡市博多区博多駅中央街1番1号	092-292-9258	90名	7月27日（金）17時

### 講習プログラム

時間	時間
9:00~12:10	空調設備
12:50~15:50	衛生設備
16:00~19:00	電気設備

●受講料 25,000円（消費税、テキスト代を含む）

お申込みはこちらをクリック

### ●申込方法

（一社）日本設備設計事務所協会連合会または（一社）電気設備学会ホームページの[建築設備士受験準備講習会案内ページ](#)から画面の指示に従い、必要事項を入力してお申込みください（平成30年6月8日（金）午前9時頃より受付開始）。

受講料のお支払はオンラインまたは銀行振込の何れかの方法となります。

① オンラインでのクレジットカード決済をご利用の方  
画面の指示に従い、手続きしてください。

② ATM、銀行窓口またはインターネットバンキングをご利用の方

下記の指定銀行にお振込後、画面の指示に従い、ATMのご利用明細票または銀行振込受領書（本人控え）の画像データ（PDF、JPEG等）を添付してお申込ください。インターネットバンキングをご利用の方はお振込完了後の画像データを添付してお申込ください。

名義：一般社団法人 電気設備学会

指定銀行：みずほ銀行 本郷支店 普通預金口座 2926697

◆インターネット環境がご利用になれない方は、主催団体にお問い合わせください。

◆会場での当日受付は一切いたしません。

◆上記申込締切日または申込先着順にて定員に達し次第、締め切ります（締切後は、画面上での申込が不可になります）。

また、（一社）日本設備設計事務所協会連合会または（一社）電気設備学会ホームページでも逐次お知らせいたします。

◆試験内容については、（公財）建築技術教育普及センター（電話：03-6261-3310）にお問い合わせください。

### ●受講券について

1) 画面上での登録完了後、ご指定のEメールアドレス宛てに自動返信される登録完了メールを受講券に代えさせていただきますので、同メール画面を出力の上、当日会場受付にお渡しください。

### ●ご注意

1) 送金後の受講料の返金は一切いたしませんので、ご了承のうえお申し込みください。但し、銀行振込後に画面上での受講受付が締め切られている場合のみ返金いたします。

2) テキストは会場にてお渡しいたします。事前送付はいたしません。

3) 申込後の会場の変更はできません。

4) この講習会は、教育訓練給付制度（厚生労働省）の対象にはなりません。